

第58回全国博物館大会決議

私たちは、財団法人日本博物館協会主催のもと、奈良県、奈良県教育委員会、奈良市及び奈良市教育委員会の共催並びに文部科学省の後援を得て、第58回全国博物館大会を奈良市において開催し、全国各地から300余名が参加して2日間にわたり熱心な討議を行いました。

今日、博物館は、国立、公立、私立の設置者のいかに問わず、その使命・存在理由を明確に社会に示すことが求められるとともに、急激な時代の流れや社会の変化、厳しい経営環境の中で、地域と連携して多岐にわたる活動の充実を図ることが求められています。

本大会では、このような情勢を踏まえて、これからの地域に生きる博物館の在り方について、地域住民や利用者との連携を密にして、生涯学習社会やまちづくりの中核施設としてその存在理由を社会公共に明らかにしていくことを決意しました。

本大会は、平城遷都1300年の記念の年に奈良市で開催されることに鑑み、「歴史文化と博物館 1300年の時空を探求」をテーマに掲げ、歴史文化の中にある博物館の役割などについて検討を行いました。これを実効あるものとするため、第58回全国博物館大会の名において、次のように決議いたします。

記

- 1 私たちは、日本博物館協会の平成13年の調査報告書「対話と連携の博物館」及びそれに基づく平成15年の調査報告書「博物館の望ましい姿」を行動指針とし、博物館のさらなる発展のため、各博物館は運営に関する評価を行い、改善を進めるとともに、地域への情報の提供に努め、地域に生きる魅力ある博物館をめざして総力を挙げて行動する。
- 2 博物館を今日の生涯学習社会、地域文化振興時代に相応しいものとするために、国立や首長部局所管の博物館が除外されている博物館登録制度の改正などを中心に、博物館法を早急に改正することを要望する。
- 3 昨年10月の博物館法第12条及び第21条に係る地方分権改革推進委員会の第3次勧告については、登録基準に都道府県間に不均等を生ずる恐れが多大であり、博物館の質を維持する一定の水準を崩す可能性が極めて大きいなど改悪面が多いので、その実施に強く反対する。
- 4 博物館の重要な事業である企画展・特別展は経費節減の中で実施が厳しい状況にある。

特に保険料が大きな割合を占める場合は実施不可能となるので、美術品の国家補償制度の一日も早い創設を要望する。その際、適用対象が設置主体によって限定されることなく、国・公・私立を問わず適用されるよう併せて要望する。

- 5 相続・遺贈を契機とする貴重な文化財の散逸・流失を防ぐとともに、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡充するため、個人が相続・遺贈を受けた文化財を、適切な保存と公開を行うことができる博物館に寄託する場合には、相続税の納税を猶予する措置を創設することについて要望する。
- 6 博物館の管理運営は、継続性を持って安定的に行われ、それぞれの博物館の目的・使命が効果的に達成されるように十分配慮されなければならない。公立博物館において指定管理者制度を導入する場合には、この点を徹底することが重要である。また、地方独立行政法人制度が地域の実情に即して公立博物館にも適用されることを要望する。
- 7 私立博物館は、国・公立博物館とともに、我が国文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしている。特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税等については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされるよう要望する。
- 8 昭和40年代から平成にかけて多くの博物館が建設されたが、これらの施設の老朽化が始まってきており、平成20年度に実施した博物館総合調査によれば、これに対する改築と耐震化が博物館のこれからの大きな課題となっている。特に財政的に窮している公・私立博物館では存続の危機にさえあるので、国として博物館施設整備助成の復活等の支援策を早急に検討することを要望する。

以上

平成22年11月25日

第58回全国博物館大会